

さいたま市選挙管理委員会告示第7号

さいたま市議会議員補欠選挙（中央区）が行われることとなったため、令和8年1月29日から令和8年3月15日までの間、さいたま市中央区の区域においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和8年1月29日

さいたま市選挙管理委員会委員長 野崎 正